

徳島東部都市計画地区計画の決定（徳島市決定）

都市計画徳島本町地区等地区計画を次のように決定する。

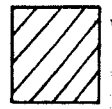

名 称	徳 島 市 徳 島 本 町 地 区 等 地 区 計 画										
位 置	徳島市徳島町一丁目、徳島本町一丁目の全部 徳島市徳島本町二丁目、徳島町二丁目、徳島町三丁目、中徳島町一丁目、中徳島町二丁目、新蔵町一丁目、中洲町一丁目の各一部										
面 積	約12.8ha										
区 域 保 全 的 整 備 関 連 事 項	<p>本区域は、徳島駅より東約600mに位置し、国道11号に面した商業業務地であり、戦災復興土地区画整理事業により整備が行われ、今後一層の高度利用が見込まれる区域である。</p> <p>このため地区計画を策定し、健全な商業業務地としての誘導と、地区の敷地の狭小化による建築物の過密化の防止を行うことにより、適正かつ合理的に土地を利用し、良好な都市環境を形成保持することを目標とする。</p> <p>この場合において、商業業務地としての土地の合理的かつ健全な高度利用を促進するため、建築物の共同化や中高層化を進め、公開的空地等のオープンスペースを確保するなど誘導に努める。また、徳島の玄関の一つとして個性豊かで魅力ある商業業務街とするよう、安全、快適な歩行者空間の創造と良好な都市景観の形成に配慮した公共施設の整備及び建築物等の整備を行うものとする。</p>										
地 区 整 備 計 画 関 連 事 項	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値とする。</p> <p>ただし、建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合においては、当該区域の内外にわたる全体の敷地面積によって同表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="680 1531 1263 1915"> <thead> <tr> <th>敷地面積（単位 平方メートル）</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250以上</td> <td>$\frac{60}{10}$</td> </tr> <tr> <td>100以上 250未満</td> <td>$\frac{50}{10}$</td> </tr> <tr> <td>100未満</td> <td>$\frac{40}{10}$</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積（単位 平方メートル）	割合	250以上	$\frac{60}{10}$	100以上 250未満	$\frac{50}{10}$	100未満	$\frac{40}{10}$
敷地面積（単位 平方メートル）	割合										
250以上	$\frac{60}{10}$										
100以上 250未満	$\frac{50}{10}$										
100未満	$\frac{40}{10}$										

「区域は、計画図表示のとおり。」

徳島市徳島本町地区等地区計画



凡例

種別	事項
	地区計画区域
	地区整備計画区域